

基本診療科

- ・電子的診療情報連携体制整備加算1
- ・入院基本料及び特定入院料に係る継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・急性期一般入院基本料 急性期一般入院料2
- ・療養病棟入院基本料 療養病棟入院料 1
療養病棟在宅復帰機能強化加算
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算 2 20対1補助体制加算
- ・急性期看護補助体制加算 25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）
夜間100対1急性期看護補助体制加算
看護補助体制充実加算1
- ・電子的診療情報連携体制整備加算1（入院基本料等加算）
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・口腔管理連携加算
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・医療安全対策加算 1
医療安全対策地域連携加算1
- ・感染対策向上加算 3
- ・患者サポート体制充実加算
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・データ提出加算 2 □
- ・入退院支援加算 2
入院時支援加算
地域連携診療計画加算
- ・認知症ケア加算 3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイケアユニット入院医療管理料 1

特掲診療科

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算 救急搬送看護体制加算 2
- ・救急外来医学管理料3
- ・ニコチン依存症管理料
- ・心不全再入院予防継続管理料1及び2
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・薬剤管理指導料
- ・地域連携診療計画加算
- ・医療機器安全管理料 1

- ・在宅持続陽圧呼吸療養指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・検体検査管理加算1
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 電子的診療情報評価料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的し
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・遠隔画像診断
- ・CT撮影及びMRI撮影 撮影に使用する機器：16列以上64列未満のマルチスライスCT
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（1）、初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（3）
- ・運動器リハビリテーション（3）
- ・呼吸器リハビリテーション料（2）
- ・人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1
- ・導入期加算1
- ・透析水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
 - 1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの
 - 2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの
 - 3 アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術)
- ・経皮的僧房弁クリップ術
- ・不整脈手術（左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）に限る。）
- ・不整脈手術（左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ・両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)
- ・両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- ・植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの)
- ・植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの、皮下植込型リードを用いるもの又は胸骨下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極除去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- ・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・経皮的下肢動脈形成術

- ・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術)
- ・麻酔管理料 I
- ・看護職員処遇改善評価料35
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 1
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 1 の注5
- ・入院ベースアップ評価料92

- ・入院時食事療養（1）・入院時生活療養等（1）